



鳥取県公報

平成 29 年 3 月 31 日 (金)
号外第 35 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県会計管理者等事務決裁規則の一部を改正する規則 (20) (会計指導課) 3

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県会計管理者等事務決裁規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

新財務会計システムの稼働に伴い、及び会計事務の効率化を図るため、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 競争入札参加資格者の指名停止措置に係る規定を定める。
- (2) 鳥取県会計規則の改正に伴い、所要の規定の整備を行う。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成29年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県会計管理者等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第20号

鳥取県会計管理者等事務決裁規則の一部を改正する規則

鳥取県会計管理者等事務決裁規則（平成21年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、会計管理者において処理する事務並びに出納機関の出納員及び<u>電子出納員</u>の事務の決裁に関し必要な事項を定め、もって事務処理の能率化及び責任の所在の明確化を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 正当決裁権者 知事、会計管理者、出納機関の出納員、<u>電子出納員</u>、専決権者又は委任決裁権者をいう。</p> <p>(7)～(16) 略</p> <p>(17) <u>電子出納員</u> 鳥取県会計規則第5条の2に規定する<u>電子出納員</u>をいう。</p> <p>(会計管理者の決裁事項等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 出納機関の出納員及び<u>電子出納員</u>の決裁事項は、それぞれ、鳥取県会計規則第5条の2第2項及び第6条の規定により会計管理者から委任された事項とする。</p> <p>(代決)</p> <p>第5条 代決は、次の表の左欄に掲げる正当決裁権者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ同表の右欄に掲げる第2順位者が行うことができる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、会計管理者において処理する事務並びに出納機関の出納員及び<u>旅費出納員</u>の事務の決裁に関し必要な事項を定め、もって事務処理の能率化及び責任の所在の明確化を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 正当決裁権者 知事、会計管理者、出納機関の出納員、<u>旅費出納員</u>、専決権者又は委任決裁権者をいう。</p> <p>(7)～(16) 略</p> <p>(17) <u>旅費出納員</u> 鳥取県会計規則第5条の2に規定する<u>旅費出納員</u>をいう。</p> <p>(会計管理者の決裁事項等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 出納機関の出納員及び<u>旅費出納員</u>の決裁事項は、それぞれ、鳥取県会計規則第5条の2第2項及び第6条の規定により会計管理者から委任された事項とする。</p> <p>(代決)</p> <p>第5条 代決は、次の表の左欄に掲げる正当決裁権者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ同表の右欄に掲げる第2順位者が行うことができる。</p>

正当決裁権者	第 1 順位者	第 2 順位者
略		
電子出納員	電子出納員があら かじめ定める会計 員	

2 略

別表第 1 (第 3 条関係)

1 工事検査以外の事務に係る事務処理権限

所 属 名	事項 種類 内容		事務処理権限の区分								出 納 機 関 の 長 の 名 称
			知 事	専決権者			委任決裁権者				
				会 計 管 理 者	局 長	課 長	会 計 担 当 員	会 計 管 理 者	局 長	課 長	
略											

略

物

品

五

略

契

約

課

所

属

名

の

長

の

名

称

の

長

の

名

称

の

長

の

名

称

の

長

の

名

称

の

長

の

名

称

の

長

の

名

称

の

長

の

名

称

の

長

正当決裁権者	第 1 順位者	第 2 順位者
略		
旅費出納員	旅費出納員があら かじめ定める会計 員	

2 略

別表第 1 (第 3 条関係)

1 工事検査以外の事務に係る事務処理権限

所 属 名	事項 種類 内容		事務処理権限の区分								出 納 機 関 の 長 の 名 称
			知 事	専決権者			委任決裁権者				
				会 計 管 理 者	局 長	課 長	会 計 担 当 員	会 計 管 理 者	局 長	課 長	
略											

略

物

品

五

略

契

約

課

所

属

名

の

長

の

名

称

の

長

の

名

称

の

長

の

名

称

の

長

の

名

称

の

長

の

名

称

の

長

の

名

称

の

長

の

名

称

の

長

り、プロポーザル方式によるものを除く。)による場合の見積書の徴取 (一) 1件 2,000万円以上のもの (二) 1件 2,000万円未満のもの 4 競争入札参加資格に係る指名停止の決定 (一) 県内に本店を有するもの (二) 県外に本店を有するもの	○									
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

り、プロポーザル方式によるものを除く。)による場合の見積書の徴取 (一) 1件 2,000万円以上のもの (二) 1件 2,000万円未満のもの	○									
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2 工事検査に係る事務処理権限

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	知事	委任決裁権者		
			会計管理者	課長	所長 検査員
一 建設 工事の検査の命令	1 略 2 請負対象設計金額が1億円未満の工事（知事が別に定めるものを除く。）に係るもの (一) 略 (二) (一)以外の区域に係るもの			○	○
略					

別表第2（第4条関係）

所	事項	事務処理権限の区分
---	----	-----------

2 工事検査に係る事務処理権限

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	知事	委任決裁権者		
			会計管理者	課長	所長 検査員
一 建設 工事の検査の命令	1 略 2 請負対象設計金額が1億円未満の工事（知事が別に定めるものを除く。）に係るもの (一) 略 (二) 以外の区域に係るもの			○	○
略					

別表第2（第4条関係）

所	事項	事務処理権限の区分
---	----	-----------

属名	種類	内容	会計 管理 者	専決権者			委任決裁 権者	
				局 長	課 長	会 計 員	局 長	課 長
				略	略	略		
統 括 審 査 課	一 法に基 づく会計 管理者の 権限に属 する事務	4 法第232条の4第2項 の規定による支出負担 行為に関する確認 (一)・(二) 略 (三) その他の支出 (建設工事請負費及 び義務経費の支出並 びに同一会計内の振 替、他の会計への繰 入れ又は歳入歳出外 現金への繰入れのた めの支出を除く。) (1)・(2) 略 (3) 1件5万円以 上2,000万円未満の もの (4) 1件5万円未 満のもの				○		
	二 鳥取県 会計規則 に基づく 会計管理 者の権限 に属する 事務	1 過誤納金の還付 2 同一会計内の振替、 他の会計への繰入れ又 は歳入歳出外現金への 繰入れのための支出				○		
略	略	略						

属名	種類	内容	会計 管理 者	専決権者			委任決裁 権者	
				局 長	課 長	会 計 員	局 長	課 長
				略	略	略		
審 査 出 納 課	一 法に基 づく会計 管理者の 権限に属 する事務	4 法第232条の4第2項 の規定による支出負担 行為に関する確認 (一)・(二) 略 (三) その他の支出 (建設工事請負費及 び義務経費の支出並 びに同一会計内の振 替、他の会計への繰 入れ又は歳入歳出外 現金への繰入れのた めの支出を除く。) (1)・(2) 略 (3) 1件2,000万円 未満のもの				○		
	二 鳥取県 会計規則 に基づく 会計管理 者の権限 に属する 事務	1 返納金の戻入 2 過誤納金の還付 3 同一会計内の振替、 他の会計への繰入れ又 は歳入歳出外現金への 繰入れのための支出 4 返納を伴わない資金 前渡精算書の確認				○		
略	略	略						

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則による改正後の鳥取県会計管理者等事務決裁規則の規定は、平成29年度分以後の歳入歳出予算に係る収入及び決算から適用し、平成28年度分以前の歳入歳出予算に係る収入及び決算については、なお従前の例による。